

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成22年9月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ石巻店

石巻市蛇田中央土地区画整理事業地内2街区

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

東日本ダイワ株式会社 代表取締役 安藤 元二

福島県郡山市朝日三丁目2番27号

3 市町村の意見の概要

- (1) 出店予定地周辺道路に工事関係車両の待機駐車をしないよう配慮願いたい。
- (2) 工事関係車両等の通行ルート及び時間帯を出店予定地周辺住民に周知されるよう配慮願いたい。
- (3) 過去に市内の小学校において、登校途中、工事関係車両による死亡事故が発生していることから、警備員、誘導員及び作業員等全関係者に安全教育の徹底を図り、軽微な事故も発生しないよう万全の体制を整えられるよう配慮願いたい。
- (4) 営業開始後は計画されている営業時間が午後9時までとなっていることから、店内・駐車場等が子どもたちの遊び場等とならないよう建物の配置・警備両面での措置について配慮願いたい。また、商品陳列の工夫や警備員の巡回強化等により万引き予防対策の徹底を図ってほしい。
- (5) 交通安全対策、非行防止対策等、学校との情報交換を行う場を設けてほしい。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

6 縦覧期間

平成22年9月29日から平成22年10月29日まで（ただし、閉庁日を除く。）